

ふるさとと市町村圏計画

広域活動計画

～「関係の豊かさ」を誇る圏域へ～

【令和3年度～7年度】

2025

2024

2023

2022

2021

2020

2019

2018

2017

2016

2015

2014

2013

2012



2011

2010

2009

2008

2007

2006

2005

2004

2003

2002

2001

2000

1999

1998

1997

1996

1995

1994

1993

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合

令和3年3月

目 次

◎ 基本計画	1
○ 圏域の概要	3
○ 1. ふるさと市町村圏計画広域活動計画の沿革	4
○ 2. ふるさと市町村圏計画広域活動計画の構成	5
I 基本方針	5
II 事業計画	6
III 基金計画	6
【別表1】「ふるさと市町村圏計画広域活動計画」	7
登載事業について	
【別表2】「ふるさと市町村圏計画広域活動計画」	12
◎ 資料集	17
・資料1 ふるさと市町村圏基金原資・財産放棄	19
議決額等の推移	
・資料2 ふるさと市町村圏基金を財源とする新計画事業費	20
・繰入金（取崩額）等について	
・資料3 ふるさと市町村圏計画広域活動計画推進体制	22
・資料4 ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定委員会	23
設置要綱	
・資料5 ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定	24
住民協議会条例	

基本計画

資料集

圏域の概要



本圏域は、宮城県の最北東端に位置し、北は岩手県一関市及び陸前高田市に接し、南は石巻市、西は登米市及び岩手県一関市に接した南北70km、東西11kmの圏域で、気仙沼市・南三陸町で構成する、南北に細長い形状の圏域となっています。

また、リアス海岸特有の岩礁群や多くの島々を有する優れた海洋美を持ち、その沿岸部は、三陸復興国立公園の指定を受け、圏域全体が観光地となっています。

気仙沼・本吉圏域 1市1町	
面積	495.84 Km ²
人口	73,780 人
世帯数	30,870 世帯

※面積・・・国土地理院調査による令和2年1月1日現在のもの。
 ※人口及び世帯数・・・令和3年1月末、住民基本台帳による。

ふるさと市町村圏計画広域活動計画

1. ふるさと市町村圏計画広域活動計画の沿革

ふるさと市町村圏計画は、当時の自治省（現総務省）が定めた「ふるさと市町村圏推進要綱」に基づき、圏域の創造的・一体的な振興整備を図ることなどを趣旨として圏域ごとに定められるもので、当圏域（合併前1市5町：気仙沼市・志津川町・津山町・本吉町・唐桑町・歌津町）では、平成4年度に地域選定を受け、リアス・アーク美術館のソフト事業等を核とする基本計画として策定しました。

この計画遂行の財源としては、選定圏域に対する宮城県から交付された補助金と、関係市町からの出資金を原資として積み立てた「ふるさと市町村圏基金」から生じる運用益を充てることが想定されました。

しかしながら、基金運用益のみでは事業費を賄えきれない情勢となり、平成16年度の宮城県の方針見直しに則る弾力的運用として、関係市町の各議会において出資金の権利放棄と組合格約の変更に係る議決を経て、さらには県から規約変更許可を得た場合に限り、出資金を取り崩して、計画財源に充てることが認められました。

こうした経緯の中、平成20年度に社会情勢の変化や市町村合併の進展等によりふるさと市町村圏推進要綱が廃止されましたが、関係市町相互の自主的協議に委ねられた結果、基金存続とともにこれまでの基本的制度を継続するという合意が成され、今日に至っております。

2. ふるさと市町村圏計画広域活動計画の構成

ふるさと市町村圏計画広域活動計画（以下「広域活動計画」という。）は、次に掲げる基本方針・事業計画・基金計画を構成要素とする。

I 基本方針

(1) 趣旨

本計画は、廃止前のふるさと市町村圏推進要綱による「多極分散型の国土の形成を促進し、創造性と多様性に富んだ豊かな地域社会づくりを進める。」などの趣旨を踏まえ、基本的制度を継続し、圏域の文化創造拠点となるリアス・アーク美術館のソフト事業等における「基本計画」とする。

(2) 施策

広域活動計画に登載する施策は、組合格約第3条第4号に規定する以下の①～⑤に掲げる事業のうち、リアス・アーク美術館が企画し実施する「II事業計画」の登載事業とする。

- ①美術館企画事業等
- ②誇りある三陸文化の顕彰と振興事業
- ③地域文化活動の活性化事業
- ④文化イベント開催事業
- ⑤情報発信と地域間交流事業

(3) 計画期間

令和3年度～令和7年度（5箇年）

(4) 推進体制

広域活動計画を推進するための「推進体制」を、「資料3」のとおりとする。

(5) ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定委員会

広域活動計画を策定するための推進体制の実施機関の一部として、「資料4」の設置要綱に基づく「ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定委員会」を設置する。

(6) ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定住民協議会

広域活動計画を策定するにあたり、広く住民の意思を計画に反映させるため、推進体制の実施機関の一部として、「資料5」の設置条例に基づく「ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定住民協議会」を設置する。

II 事業計画

(1) 実施主体

リアス・アーク美術館

(2) 登載事業

事業内容・事業費等は「別表1」及び「別表2」のとおりとする。

III 基金計画

(1) ふるさと市町村圏基金の運用方針

①関係市町の基金出資割合・原資の推移・取崩額・現在高(見込額)等
「資料1」及び「資料2」のとおりとする。

②基金取崩額

ふるさと市町村圏基金の取崩額は、I(3)の当期計画期間の総事業費に対する関係市町の出資金取崩額を上限とする。

この際、当期計画の期首において、前期計画となる令和2年度の期末に基金充当残高が生じた場合は、これを当期計画の優先的な財源とする。

(※基金取崩額以外の特定財源が生じた場合も、同様の取扱いとする。)

③基金管理方法

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金条例第4条の規定に基づき、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実(安全)かつ有利な方法によって保管する。

【別表 1】

「ふるさと市町村圏計画広域活動計画」 登載事業について

【用語について、以下のように省略表記する。】

※「ふるさと市町村圏計画広域活動計画」＝広域活動計画

※「リアス・アーク美術館」＝当館

※「東日本大震災」＝震災

※「東日本大震災の記録と津波の災害史」常設展示＝震災資料常設展示

□計画策定の前提

「広域活動計画」策定にあたっては、圏域の文化創造拠点として、震災の記録を含む地域文化の保存、伝承を図り、東北地方全体の文化、芸術の発展に寄与することを目的としています。この目的達成のため、広域活動計画では「美術館企画及び美術館管理に関する活動」を計画します。

□計画策定の背景

震災の発生により地域の社会状況が大きく変化中、平成 25 年度以降、当館では「東日本大震災の記録と津波の災害史」常設展示の見学を主な目的とする団体旅行者等の利用者層が増加しました。その数は地元利用者数と同等、あるいはそれを上回っており、入館者数は平均 5 万人前後で推移してきました。しかし平成 28 年前後からはゆるやかな減少傾向を示して現在に至ります。

そのような背景を考慮し、震災の発生から 10 年以上が経過する広域活動計画においては、以下の課題に取り組むこととします。

- ①震災経験のない世代を新たな利用者層ととらえ、震災に関する文化的伝承を強化する。
- ②震災復興事業により大きく変化した地域にあって、それ以前からの地域文化、歴史、民俗を次世代に伝える活動を強化する。
- ③多様な文化的要素を学び、理解し、世界に向けて発信していくための表現力を育む。

①～③の取り組みは当館が開館以来遂行してきた本来的な博物館のミッションと共通するものでもあることから、その理念を踏襲しつつ、社会的変化への柔軟な対応を行っていけるよう、広域活動計画を策定するものです。

□本計画の具体的な方向性

当館は令和元年 10 月末をもって開館 25 周年を迎え、これまでに蓄積してきた事業の成果は全国的な知名度にも結び付き、独創的な美術館として一定の評価を得ています。その一方で施設の老朽化も見られ、今後、中長期的計画として施設の大規模修繕等も行う必要が生じています。

そのような背景に基づき、ソフト事業においては、今後より一層安定的かつ費用対効果の高い事業展開を行っていく必要があることから、広域活動計画では以下の方針を基軸とした事業展開を計画しています。

- (1) より効果的な情報発信方法の追求と、館収蔵資料の有効活用を主とする事業を中期的に展開する。

具体的には、美術作品・歴史・民俗・震災資料常設展示事業のさらなる充実と安定を図るため、ハイビジョンギャラリーを活かした映像資料の作成、上映などを進めるとともに、SNS 等による情報発信を強化することで国内外の新規利用者の開拓を目指す。同じく教育普及事業についても映像資料の作成、活用を進める。

(2) 企画事業では複数の継続企画事業の内容を精査しつつ、その成果を当館独自の資料として蓄積、活用していく。具体的には、

- ①公募展事業による美術作品の収集と展示等活用。
- ②東北・北海道在住若手作家紹介企画による作家の発掘、同作家らの作品収集と展示。
- ③食と地域の暮らし展覧会事業による地域文化資料収集、展覧会の開催と常設展への活用。
- ④地域住民参加型美術館文化祭の継続開催。

以上①～④を、広域活動計画における基幹事業としている。

(3) これまで、主に夏季の特別企画として毎年度開催していた「特別展・巡回展等開催事業」については広域活動計画では、5年に1度、事業費を集約する形で開催する計画としている。この方法によって、大規模な巡回展などを招聘することが可能となる。

企画内容については「リアス・アーク美術館で開催してほしい展覧会企画案募集」といったような住民意見の収集を行い、それら意見を反映させた展覧会を開催する計画としている。

計画期間中には開館 30 周年を迎えることから、記念展としての大規模企画展開催を計画している。

□今後の検討課題

I：震災発生から 10 年目を迎えることもあり、これまでほとんど行われていなかった地元小中学校による震災資料展示常設展示の団体見学利用などの増加を見込んでいます。当館としては、これまで以上に市、町との連携を深め、児童生徒の利用促進を図るべく、その具体的な方法を検討します。

II：広域活動計画では、5年に1度の開催を計画している「特別展・巡回展等開催事業」については、住民意見の収集を行い、それら意見を反映させた展覧会を開催する計画としています。計画実現に向けては、適切なタイミングで「リアス・アーク美術館で開催してほしい展覧会企画ワークショップ（仮：一般、高校生の参加による）」などの開催を検討します。

III：展覧会開催事業とは別の活動として、SNS による情報発信を強化します。昨今、博物館界においては動物園、水族館などが積極的な SNS 活用を行っており、その効果として入館者と収益の増加を実現しているとの例が少なからず存在します。今後の広報活動において SNS の活用は必須課題であり、当館でもその有効活動を進めることし、その具体的な方法を検討します。

■「I. 広域活動計画美術館企画部門」施策ごとの事業計画内容

●A：自主企画・特別展企画事業

大きく2つの事業（自主企画事業・特別展・巡回展等開催事業）を展開するものです。当館ではシリーズ企画として継続的に展覧会を行いつつ、その成果を館の資料として蓄積する仕組みを構築してきました。それら自主企画事業のさらなる安定を目指します。

◎（継続型）自主企画事業

「N.E. blood 21 シリーズ」は東北・北海道在住若手作家を継続的に発掘し紹介するものですが、博物館関係機関や研究者、そして多くの美術家からも高い評価を得ています。年間に4名の作家を選定し、個展をリレーする展覧会であり、東北・北海道における最新の美術を紹介する内容は、当館の基幹事業の一つとなっています。

◎特別展・巡回展等開催事業

5年1企画の開催を計画する特別展開催事業です。地域住民に対し、主に、遠方の美術館等でなければ目に見えないような、様々な美術作品等の鑑賞機会を提供しようとするものであり、住民意見の収集を行い、それら意見を反映させた展覧会を開催する計画としています。

●B：誇りある三陸文化の顕彰と振興

◎常設展示に係る調査・研究・保存・展示事業

アークギャラリーで展開している歴史・民俗系常設展示並びに美術作品常設展示のさらなる発展と、企画展示室で展開している震災資料常設展示の充実を図ることが本事業の目的です。

歴史・民俗系常設展示では食文化を中心に、漁業、農業、産業、自然等、持続可能な社会形成のために必要な文化資源の調査研究を行います。美術作品常設展示では、当圏域を含む東北と北海道の文化芸術分野における作家等と、同様の活動を行った先人の調査研究を進め、その蓄積を常設展として展示公開することで顕彰するとともに、地域の文化意識を高めます。

震災資料常設展示においては、東日本大震災の記録及び記憶を資料化し、過去の津波災害記録資料と共に「津波の文化史」として包括し、常設展示化することで伝承し、併せて地震、津波等の大規模災害とその伝承について継続的な調査研究を行います。

◎地域文化のデジタル・アーカイブ事業

本圏域の生活文化や東日本大震災の映像及び写真をデジタル化して蓄積し、それら映像資料を活用した視聴覚資料を作成し、ハイビジョンギャラリーで上映するとともに、SNS等による情報発信を強化することで国内外の新規利用者の開拓を目指します。同じく教育普及事業についても映像資料の作成、活用を進める計画です。

●C：地域文化活動の活性化（生涯学習施設と美術館の連携、学校教育との連携）

◎教育普及事業

通常教育普及事業としては、美術館ワークショップで行われる子供向け工作教室や、一般向け絵画教室、個人でのオープンアトリエ利用等において、学芸員が継続的に指導に当たります。

生涯学習施設等との連携においては、「芸術文化出前授業」と称し、生涯学習施設、各種学校、地域住民等からの要請により、当館学芸員等が出張し、美術に加え地域の歴史・民俗・津波の文化史など多様なテーマで授業を行います。

圏域内の学校との連携においては、出前授業を行うとともに、当館の収蔵作品(常設展示資料)を利用して、小・中・高等学校美術教科及び、小・中学校総合学習での使用を目的とする美術・歴史、民俗、津波の文化史等のテキストを作成し、鑑賞教育並びに地域文化学習の普及を進めることとします。

その他、教育普及事業についても映像資料の作成、活用を進める計画です。

◎美術館文化祭事業

平成15年より継続開催している当館主催の文化祭「^{はこぶねさい}方舟祭」を中核とし、圏域で活動する個人や団体に会場を貸し出し、住民自らが表現活動を行う機会を提供します。

●D：文化イベントの開催

◎公募展開催事業

継続事業として圏域をはじめとする東北、北海道の特色を活かせる公募展を開催する事業であり、具体的には「LANDSCAPE of N.E. 東北北海道の風景と私」展、「リアス・ジュニア絵画コンクール」展、またそのための調査研究を行うものです。両公募展とも、震災以前からの継続企画であり、震災後に募集テーマ、展覧会名称などを若干変更して再開しています。

「LANDSCAPE of N.E. 東北北海道の風景と私」公募展は前年度に公募事業を行い、翌年度に応募された作品による展覧会を開催するものです。応募作品中から5点を優秀賞とし、当館に寄贈していただく仕組みをとっています。

「リアス・ジュニア絵画コンクール」展は当館が開館以来継続してきた企画の後継企画です。圏域に暮らす児童が描いた絵画作品を募集し、入賞作品の一部は当館で収蔵しています。児童の絵画は地域の歴史や生活の変遷を見る上で重要な資料であり、当企画は当館にとって重要な意味を持つものです。

◎歴史・民俗・生活文化の企画展及び地域連携型美術展の開催事業

継続事業として「食と地域の暮らし」展を開催するもので、食文化を中心に据え、郷土の歴史・民俗・生活文化を研究し、地域内外の関連機関等と連携しながら企画展を行うものです。この事業は常設展示事業の拡大展として位置付けています。

当地域の文化的な魅力を地域外からの来訪者に紹介する企画であり、同時に地域住民の地元文化意識をより一層高めることを目的とする事業でもあります。※2年を一単位に計画、前年度に調査研究～印刷物の作成まで、4月に展覧会を行います。(LANDSCAPEと交互に隔年で開催。)

●E：情報発信と地域間交流

◎地域文化情報発信事業・地域間交流事業

美術館事業の成果として、圏域文化情報を、印刷媒体やSNSなど各種メディアを活用して圏域内外に広く発信します。今後さらなる集客を図るとともに、各専門機関との情報共有、共同研究なども視野に入れた情報発信を行います。

■「Ⅱ. 広域活動計画美術館管理部門」活動計画内容

●A：美術館施設整備等

◎施設整備補修

老朽化に伴い突発的に発生し、即時対応しなければ美術館運営に影響をもたらすような施設、設備の故障等の補修、修繕を行うものです。現状では、展示ケース・展示什器の故障、電気系統の故障、空調機械の故障、雨漏りなどの故障等が想定されています。

～「Ⅱ. 広域活動計画美術館管理部門」

■まとめ

以上の計画による令和3年度～令和7年度5ヵ年の「美術館企画部門」「美術館管理部門」を合わせた総活動費は6,491万円を予定しています。内訳は以下の通りです。

◎令和3年度～令和7年度「広域活動計画」総活動費						(単位：千円)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計額
I. 広域活動計画美術館企画部門	9,680	11,630	10,160	19,780	8,660	59,910
II. 広域活動計画美術館管理部門	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
活動計画総活動費（I＋II）	10,680	12,630	11,160	20,780	9,660	64,910

以上

【別表2】

「ふるさと市町村圏計画広域活動計画」

I. 広域活動計画美術館企画部門		事業内容
施策	事業名	
A 自主企画・特別展企画事業	自主企画展開催・特別展・巡回展等開催事業	<p>■館の基本方針に則り、独自の切り口で特徴ある展覧会を企画・開催し圏域住民に鑑賞の機会を提供する。 (東北・北海道在住の若手作家紹介企画「N. E. blood 21」の継続)</p> <p>■5年に1回、美術等の特別展開催、並びに巡回展を招聘し、圏域住民に質の高い芸術作品を鑑賞する機会を提供する。(海外作家作品の展示、他美術館・機関との共同展)</p>
	B 誇りある三陸文化の顕彰と振興	<p>常設展示に係る調査・研究・保存・展示事業</p> <p>■食文化を中心に、漁業、農業、産業、自然等、持続可能な社会形成のために必要な文化資源の調査研究を行い蓄積する。また調査により発掘された資料を常設展として展示公開するとともに、地域の文化意識を高める。</p> <p>■当圏域を含む東北と北海道の文化芸術分野における先人について調査研究を進め、その蓄積を常設展として展示公開することで顕彰するとともに、地域の文化意識を高める。</p> <p>■東日本大震災の記録及び記憶を資料化し、過去の津波災害記録資料と共に「津波の文化史」として包括し、後世に伝える目的で常設展示化する。併せて地震、津波等の大規模災害とその伝承について継続的な調査研究を行う。</p>
	地域文化のデジタル・アーカイブ事業	<p>■本圏域の生活文化や東日本大震災の映像及び写真をデジタル化して蓄積し、それら映像資料を活用した視聴覚資料を作成する。視聴覚資料の有効活用を目的とするアーカイブホール化する。</p>
C 地域文化活動の活性化 (生涯学習施設と美術館の連携、学校教育との連携)	教育普及事業	<p>■美術館ワークショップで行われる子供向け工作教室や、一般向け絵画教室、個人でのオープンアトリエ利用等において、学芸員が指導に当たる。</p> <p>■学校、地域住民等からの要請により、リアス・アーク美術館学芸員、職員等が出張し、多様なテーマで出前授業を行う。また、美術に加え地域の歴史・民俗・津波の文化史などの講座を開催する。</p> <p>■常設展示図録の継続的な改定と増刷、発行を行う。</p> <p>■圏域内震災伝承施設等との連携により防災、減災学習を推進する。</p>
	美術館文化祭事業	<p>■リアス・アーク美術館文化祭「^{はこぶねま}方舟祭」を中核とし、圏域で活動する個人や団体に会場を提供し、住民自らが表現活動を行う機会を提供する。</p>

(単位：千円)

総事業費 (R3～R7)	令和3年度 計画額	令和4年度 計画額	令和5年度 計画額	令和6年度 計画額	令和7年度 計画額
30,000	○N. E. blood 21 開催事業 3,000 ○東日本大震災10周年 記念展開催事業 2,500	○N. E. blood 21 開催事業 3,000	○N. E. blood 21 開催事業 3,000 ○特別展・巡回展等 開催事業（準備） 500	○N. E. blood 21 開催事業 3,000 ○特別展・巡回展等 開催事業 （開館30周年記念展 として） 12,000	○N. E. blood 21 開催事業 3,000
9,700	○アークギャラリー ・企画展示室常設展 示、通常調査・研究・ 保存・展示事業 1,000	○アークギャラリー ・企画展示室常設展 示、通常調査・研究・ 保存・展示事業 1,000 ○高所作業用電動リ フト更新事業 2,200	○アークギャラリー ・企画展示室常設展 示、通常調査・研究・ 保存・展示事業 1,000 ○照明器具更新事業 （展示ケース内含む） 2,500	○アークギャラリー ・企画展示室常設展 示、通常調査・研究・ 保存・展示事業 1,000	○アークギャラリー ・企画展示室常設展 示、通常調査・研究・ 保存・展示事業 1,000
500	○デジタルカメラ整 備事業 350	○映像編集機器整備 事業 150			
4,500	○通常普及事業 300	○通常普及事業 300 ○歴史民俗資料常設 展示図録の増刷事業 1,500	○通常普及事業 300	○通常普及事業 300	○通常普及事業 300 ○東日本大震災の記 録と津波の災害史常 設展示図録の増刷事 業 1,500
1,650	330	330	330	330	330

I. 広域活動計画美術館企画部門		事業内容
施策	事業名	
D 文化イベントの開催	公募展開催事業	■継続事業として「LANDSCAPE of N.E. 東北海道の風景と私」公募展、「リアス・ジュニア絵画コンクール」展を開催するもので、圏域をはじめとする東北、北海道の特色を活かせる公募展を開催する。またそのための調査研究を行う。
	歴史・民俗・生活文化の企画展及び地域連携型美術展の開催事業	■継続事業として「食と地域の暮らし」展を開催するもので、食文化を中心に据え、郷土の歴史・民俗・生活文化を研究し、他館と連携しながら企画展を行う。
E 情報発信と地域間交流	地域文化情報発信事業・地域間交流事業	■美術館事業の成果として、圏域文化情報を、印刷媒体やインターネットなど各種メディアを活用して圏域内外に広く発信する。 ■圏域及び東北、北海道の美術及び歴史・民俗・生活文化資源の研究強化のため、関係機関との情報共有、ネットワーク化を進める。
① I. 広域活動計画美術館企画部門 合計		

II. 広域活動計画 美術館管理部門	計画内容	
A 美術館施設整備等	■施設整備補修 美術館施設を維持、管理する上で必要となる補修工事等を行う。（施設老朽化に伴う雨漏り等の補修、電気設備の補修、空調機器の補修）	
② II. 広域活動計画美術館管理部門 合計		

①+②（I. 広域活動計画美術館企画部門+II. 広域活動計画美術館管理部門） 合計
--

総事業費 (R3～R7)	令和3年度 計画額	令和4年度 計画額	令和5年度 計画額	令和6年度 計画額	令和7年度 計画額
7,160	○「リアス・ジュニア 絵画コンクール」 展開催事業 700	○「LANDSCAPE of N. E. 東北北海道の風景」 公募展の公募事業 1,500 ○「リアス・ジュニア 絵画コンクール」 展開催事業 700	○「LANDSCAPE of N. E. 東北北海道の風景」 公募展の開催事業 330 ○「リアス・ジュニア 絵画コンクール」 展開催事業 700	○「LANDSCAPE of N. E. 東北北海道の風景」 公募展の公募事業 1,500 ○「リアス・ジュニア 絵画コンクール」 展開催事業 700	○「LANDSCAPE of N. E. 東北北海道の風景」 公募展の開催事業 330 ○「リアス・ジュニア 絵画コンクール」 展開催事業 700
2,900	○「食と地域の暮らし」 展、調査・研究 及び展覧会準備事業 800	○「食と地域の暮らし」 展の開催事業 250	○「食と地域の暮らし」 展、調査・研究 及び展覧会準備事業 800	○「食と地域の暮らし」 展の開催事業 250	○「食と地域の暮らし」 展、調査・研究 及び展覧会準備事業 800
3,500	700	700	700	700	700
59,910	9,680	11,630	10,160	19,780	8,660

総事業費 (R3～R7)	令和3年度 計画額	令和4年度 計画額	令和5年度 計画額	令和6年度 計画額	令和7年度 計画額
5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

64,910	10,680	12,630	11,160	20,780	9,660
--------	--------	--------	--------	--------	-------

【資料1】

ふるさと市町村圏基金原資・権利放棄議決額等の推移

【関係市町出資金及び宮城県補助金】

(単位:千円)

区分	平成4年度・5年度 基金造成時	出資金返還額	平成17年度末	権利放棄議決額	平成18年度末	権利放棄議決額	平成22年度末	権利放棄議決額	平成27年度末	権利放棄議決額	令和2年度末
	①	②	③(①+②)	④	⑤(③+④)	⑥	⑦(⑤+⑥)	⑧	⑨(⑦+⑧)	⑩	⑪(⑨+⑩)
基金原資	600,000	△ 9,800	590,200	△ 191,162	399,038	△ 118,088	280,950	△ 92,929	188,021	△ 42,026	145,995
関係市町出資金(規約残高)	500,000	△ 9,800	490,200	△ 191,162	299,038	△ 118,088	180,950	△ 92,929	88,021	△ 42,026	45,995
気仙沼市	(444,100)		(444,100)	(△180,708)	(263,392)	△ 115,872	147,520	△ 91,892	55,628	△ 39,627	16,001
旧気仙沼市	385,000		410,200	△ 173,021	237,179						
旧唐桑町	25,200										
旧本吉町	33,900		33,900	△ 7,687	26,213						
南三陸町	(46,100)		46,100	△ 10,454	35,646	△ 2,216	33,430	△ 1,037	32,393	△ 2,399	29,994
旧志津川町	32,500										
旧歌津町	13,600										
旧津山町	9,800	△ 9,800									
宮城県補助金	100,000		100,000		100,000		100,000		100,000		100,000
※トピックス		○H17.4.1 津山町が組 合を脱退し 登米市へ (出資金9,800 千円を返還) ①H17.10.1 志津川町と 歌津が合 併(南三陸町) ②H18.3.31 気仙沼市と 唐桑町が合 併(気仙沼市)		①H18.12.21 規約変更許可 (県知事)		①H21.9.1 気仙沼市と本 吉町が合併 (気仙沼市) ②H23.1.5 規約変更許可 (県知事)		①H27.11.12 規約変更許可 (県知事)		①R2.10.14 規約変更許可 (県知事)	※令和7年度末までは 当該出資金の規約残高 に変動は生じない

※()内の数値は合併後の合算値を参考表記

【資料2】

ふるさと市町村圏基金を財源とする新計画事業費・基金繰入金(取崩額)等について (令和3年3月現在)

(単位:千円)

【1】開始時(基金造成時)の関係市町出資金

原資	金額	出資割合 (%)
関係市町出資金	490,200	100.000
気仙沼市出資金	444,100	90.596
南三陸町出資金	46,100	9.404
宮城県補助金	100,000	
合計	590,200	
		按分率

100.000

※以下の新計画事業費中、気仙沼市単独経費以外の共通経費は、この出資割合を按分率として乗じた額となる。

【2】新計画事業費へ充てる基金の財源負担分類

区分	新計画事業費					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
電気料 (気仙沼市単独経費)						0
企画事業費	10,680	12,630	11,160	20,780	9,660	64,910
自主企画・特別展企画事業 (気仙沼市単独経費)	5,500	3,000	3,500	15,000	3,000	30,000
前記以外の企画事業等 (共通経費)	5,180	9,630	7,660	5,780	6,660	34,910
計	10,680	12,630	11,160	20,780	9,660	64,910

当期計画における単年度平均16,400千円の電気料は、令和3年度以降、第4款教育費(気仙沼市教育費負担金)へ移行

新計画事業費

【3】新計画事業費へ充てる基金の権利放棄議決要請額

↓【2】表の太枠部分の金額を、【1】表の関係市町別の出資割合などで按分した額

区分	新計画事業費の財源			新計画事業費						権利放棄議決額 (基金繰入金総額)	令和7年度末基金残高
	当期出資金規約残高	当期計画等残高(見込額)	計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計		
	①	②	①+②						③		
気仙沼市出資金	55,628	22,000	77,628	△ 10,193	△ 11,724	△ 10,440	△ 20,236	△ 9,034	△ 61,627	△ 39,627	16,001
気仙沼市単独経費		13,509		△ 5,500	△ 3,000	△ 3,500	△ 15,000	△ 3,000	△ 30,000	△ 16,491	
共通経費(出資率按分)		8,491		△ 4,693	△ 8,724	△ 6,940	△ 5,236	△ 6,034	△ 31,627	△ 23,136	
南三陸町出資金	32,393	884	33,277	△ 487	△ 906	△ 720	△ 544	△ 626	△ 3,283	△ 2,399	29,994
共通経費(出資率按分)		884		△ 487	△ 906	△ 720	△ 544	△ 626	△ 3,283	△ 2,399	
計	88,021	22,884	110,905	△ 10,680	△ 12,630	△ 11,160	△ 20,780	△ 9,660	△ 64,910	△ 42,026	45,995

↓【3】表中、当期計画等残高(見込額)の積算根拠

【4】新計画事業費に充てる当期計画等残高(見込額)

区分	前期計画残高 (確定額)	当期計画残高(確定額)								
		平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	平成27年度	計画額	決算額	残高	計画額	決算額	残高	計画額	決算額	残高
気仙沼市出資金	3,827	29,241	22,541	6,700	30,953	29,181	1,772	29,004	25,418	3,586
気仙沼市単独経費	575	22,800	18,471	4,329	22,500	20,728	1,772	22,200	20,970	1,230
共通経費(出資率按分)	3,252	6,441	4,070	2,371	8,453	8,453	0	6,804	4,448	2,356
南三陸町出資金	340	669	422	247	877	877	0	706	462	244
共通経費(出資率按分)	340	669	422	247	877	877	0	706	462	244
計	4,167	29,910	22,963	6,947	31,830	30,058	1,772	29,710	25,880	3,830
区分	当期計画残高(見込額)									当期計画等 残高(見込額)
	令和元年度			令和2年度			合計			
	計画額	決算額	残高	計画額	予算額	残高	計画額	決算額等	残高②	残高(①+②)
気仙沼市出資金	27,482	24,433	3,049	27,826	24,760	3,066	144,506	126,333	18,173	22,000
気仙沼市単独経費	22,200	19,493	2,707	22,200	19,304	2,896	111,900	98,966	12,934	13,509
共通経費(出資率按分)	5,282	4,940	342	5,626	5,456	170	32,606	27,367	5,239	8,491
南三陸町出資金	548	513	35	584	566	18	3,384	2,840	544	884
共通経費(出資率按分)	548	513	35	584	566	18	3,384	2,840	544	884
計	28,030	24,946	3,084	28,410	25,326	3,084	147,890	129,173	18,717	22,884

当期計画実績額(見込額)

◎本表項目の表記等について

- ※1. 【2】表の新計画事業費は、令和3年度から7年度までの5箇年計画となるP12【別表2】の「ふるさと市町村圏計画広域活動計画」の計画額を指す。
- ※2. 【2】・【3】・【4】表の気仙沼市単独経費は、基金取崩制度の導入時から気仙沼市単独負担経費として指定されているP12【別表2】の「A 自主企画・特別展企画事業」の計画額を指す。
- ※3. 【2】・【3】・【4】表の共通経費とは、※2の気仙沼市単独経費以外の経費で、気仙沼市並び南三陸町の【1】表の出資割合で各計画額を按分した額を指す。
- ※4. 【3】表①の当期出資金規約残高は、現行の組合格約第15条第3項に規定する関係市町出資金の額(残高)を指す。
- ※5. 【3】表の新計画事業費は、計画額に応じた財源となる基金繰入金(取崩額)のため、マイナス表記としている。
- ※6. 【3】表④の権利放棄議決額は、①の当期出資金規約残高の中から、新計画事業費へ充てるため関係市町議会における権利放棄等の議決額を指す。
- ※7. 【3】表②の当期計画等残高(見込額)は、【4】表で積算した当期計画期間(平成28年度から令和2年度)の計画額に対する決算等の基金繰入金(取崩額)の差引残高を指す。
- ※8. 【4】表中、令和2年度当期計画残高は経過期間のため予算額を算入している。同様に当期計画策定時には前期計画残高①が決算前の未確定により、当期計画財源として算入していない

【資料4】

ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 ふるさと市町村圏計画新広域活動計画（以下「計画」という。）の策定のため、ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の調査研究に関すること。
- (2) 計画の策定に関すること。
- (3) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者を策定委員として組織し、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

- (1) 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合事務局長
- (2) リアス・アーク美術館長
- (3) 構成市町企画担当課長

(委員長)

第4条 策定委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、策定委員の互選によって定める。
- 3 委員長は会務を総理し、策定委員会を代表する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(他の協議会との調整等)

第6条 策定委員会での検討内容等は、ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定住民協議会の意見を反映させ、調整を図るものとする。

(報告・計画の承認)

第7条 委員長は、必要に応じて策定委員会の進捗状況及び決定事項等を管理者に報告するものとし、計画策定にあたっては管理者の承認を得なければならない。

(庶務)

第8条 この要綱に基づく庶務は、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合事務局及びリアス・アーク美術館において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月18日から施行する。

この要綱（一部改正）は、平成28年3月16日から施行する。

【資料 5】

ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定住民協議会条例

(設置)

第1条 ふるさと市町村圏計画広域活動計画（以下「計画」という。）を策定し、及び広く圏域住民の意思を計画に反映させるとともに、計画の推進に対する住民意識の高揚を図るため、ふるさと市町村圏計画広域活動計画策定住民協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の調査研究に関すること。
- (2) 計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (3) その他計画の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、ふるさと市町村圏を構成する関係市町長の推薦する者のうちから気仙沼・本吉地域広域行政事務組合管理者（以下「管理者」という。）が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は管理者が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第6条 協議会は、管理者が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合事務局及びリアス・アーク美術館において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



広域活動計画

令和3年3月発行

編集・発行

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合

宮城県気仙沼市赤岩五駄鱈43番地2

TEL0226(22)9111 FAX0226(22)8008

E-mail riasu7@km-fire.jp
